

第18回東京都メディカルコントロール協議会会議録

日時：令和元年9月20日（金）10時00分から12時00分まで

場所：東京消防庁本部庁舎 7階特別会議室

出席：出席委員18名、欠席委員6名

1 開会

会議の内容について、傷病者の個人情報に触れる部分等については非公開とする。

2 委員紹介等

3 議題

(1) 審議事項

ア 事後検証委員会協議関係

(ア) 身体障害者補助犬の救急車同伴における対応について

身体障害者補助犬の救急車への同伴は可能であるが、改めて救急活動基準に明文化し、救急隊員へ周知することについて、事後検証委員会から救急処置基準委員会へ付議されたため、救急処置基準委員会で協議することとした。

(イ) 心肺停止傷病者の病院選定について

心肺停止傷病者の病院選定で、救急隊長が救命救急センターへの搬送を判断する要素の1つとして「社会的背景」との記載がある。ただし、「社会的背景」ということについては、救急活動基準で詳細に明記されていない。そのため、事後検証委員会として社会的背景の客観的要素を救急活動基準に明文化することを救急処置基準委員会へ付議することとした。

イ 救急処置基準委員会協議関係

(ア) 身体障害者補助犬の救急車同伴における対応について

身体障害者補助犬法に則って「身体障害者への対応」として救急活動基準に明記するとともに、指令室の業務マニュアルに記載すること。

また、補助犬の対応に加えて、コミュニケーションが難しい傷病者として外国人傷病者への対応についても「外国人等の対応」として「身体障害者への対応」と分けて記載すること。これらについて、救急処置基準委員会から東京都メディカルコントロール協議会（以下「協議会」という。）へ付議され、協議会で承認されたため、救急活動基準に記載することとした。

(イ) 心肺停止傷病者の病院選定について

現場の救急隊の立場としては、「社会的背景」について具体的に記載されていた方が良いとの判断から、救急活動基準に、「交通事故、窒息、溺水、縊頸等の事故、事件性のある場合（疑いを含む）、救急隊により説明を尽くしたが家族等の承諾を得ることができない場合、医療機関選定に時間を要する場合等をいう。」を追記す

ることについて、救急処置基準委員会から協議会に付議した。協議会において承認されたため、救急活動基準に追記することとした。

ウ 心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

第33期東京消防庁救急業務懇話会において答申が示されたことを受けて、制度の具現化に向け救急業務等管理委員会を開催し、東京消防庁の関係各課及び医師による検討を行った結果、運用の細部に関する課題が整理され、対応要領がまとまった。救急業務懇話会において、運用の細部に関しては東京都メディカルコントロール協議会における更なる検討が必要である。

また、人生の最終段階における医療機関やアドバンスケア・プランニング等に関する教育は救急隊員の教育カリキュラムに含まれておらず、組織として教育を行っていく必要がある。

(2) 報告事項

転院搬送依頼書の緊急度（定義）の変更について

転院搬送依頼書の緊急度において、「2時間」と一元的に限定するのではなく、バイタルサインが崩れる可能性がある場合や、機能予後に影響する可能性がある場合等は「2時間」と限定するのは好ましくない。そのため、「時間経過が生命予後・機能予後に影響を及ぼす病態」と改正するとについて、協議会で協議し、承認された。

4 閉会

以上